

令和8年度 保育施設等入所申し込みのしおり

保育施設等の利用申し込み手続きについてお知らせいたします。

重要!

★★申請の前に必ずお読みください★★

- ◆ 入所資格：坂出市内に住所を有する小学校就学前の乳幼児。（施設ごとに入所可能な月齢等が異なります。詳しくは p.12 をご確認ください。）
- ◆ 令和7年度の申し込みをしている場合でも、令和8年4月から引き続き入所を希望する場合は、新たに申し込みが必要です。
- ◆ 入所申し込みの締切日は、前々月末（土日祝の場合はその前日）です。
ただし、4月入所については、令和8年1月30日が締切日です。
- ◆ 出産前のお子さまについても、申し込むことができます。

NEW

- ◆ 今年度から**重要事項確認書兼同意書**の提出が必要になりました。（詳しくは p.3 をご確認ください。）
- ◆ きょうだいで申し込みをする場合は、人数分の「入所申込書」が必要です。
「重要事項確認書兼同意書」および「保育が必要なことを証明する書類」については、それぞれ1部ずつの提出となります。

NEW

- ◆ 「**基本の申込書類**」に不足や不備がある場合、受付ができません。必ず期限に余裕をもって申請してください。（詳しくは p.3 をご覧ください。）

NEW

- ◆ 自営業のかたにおける「保育が必要なことを証明する書類」について、就労証明書だけでなく、直近の**確定申告書（屋号の記載有り）**の写しも提出してください。（開業直後などの理由により、提出が不可能なかたについては、こども課までご相談ください。他の書類をご提出いただきます。）

NEW

- ◆ 保護者が**求職中**の場合、入所後**3か月以内**に就労証明書を提出していただきます。3か月以内就労先が決まらない場合、求職中としての認定期間の延長は 1回のみ可能です。（詳しくは p.5 をご覧ください。）
- ◆ 新規入所の児童については、入所後2週間～1か月間程度**慣らし保育**の期間があります。
- ◆ 家庭状況の変更（婚姻・離婚・転居等）や保育を必要とする事由に変更が生じた場合（就労を理由に認定を受けたかたが退職した/産前産後休暇を取得する等）は、**支給認定変更申請**が必要となります。速やかにこども課へご相談ください。

- ◆ ご不明な点がございましたら、こども課までご相談ください。

坂出市役所 こども課

TEL：0877-44-5027

メール：kodomo@city.sakaide.lg.jp

○教育・保育給付認定（支給認定）について

幼稚園や保育施設等を利用するためには、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)	保育所	事業所内 保育所
1号	満3歳以上で保育の必要がなく <u>教育を希望する</u> 子ども	○※	○※			
2号	満3歳以上で保護者の就労等により <u>保育が必要な</u> 子ども			○	○	○ 2歳児 クラスのみ
3号	満3歳未満で保護者の就労等により <u>保育が必要な</u> 子ども			○	○	○

※1号認定の入所申し込み方法については、p.8～p.9をご覧ください。

○保育認定時間について

「保育標準時間」または「保育短時間」の認定は、保育が必要なことを証明する書類に基づいて行うため、必ずしも申請した時間の認定がなされるとは限りませんので、ご了承ください。

注意 保育認定時間とは、保育の必要な状況に合わせて最大で預けられる時間であり、毎日必ずその最大時間で預けることができるという意味合いではありませんのでご了承ください。保育が必要な時間は、一人ひとりの状況により異なります。保育施設等への送迎時間は、保育認定時間内でのそれぞれの実際の保育必要時間に合わせて、保育施設等と話し合った上で決めていただくようお願いします。

保育標準時間認定	保育短時間認定
- 公立施設は7:30～18:00 - 私立施設は施設にお問い合わせください。	8:30～16:30 - ただし、坂出一高幼稚園（2号認定）は7:30～15:30

○保育料・副食費について

詳しくは、[坂出市子育て応援サイト＞保育所・認定こども園＞保育施設等の保育料](#) をご覧ください。

注意 未申告等により税額を確認できない場合は、**保育料・副食費は最高階層の金額で仮決定**します。
税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。



詳細はQRコードからもご確認いただけます。

○ 提出書類

全員に提出していただく書類

注意

一度提出していただいた書類は返却できません。コピーが必要な場合は提出前にお願いいたします。

基本の申込書類

保育施設等
入所申込書

重要事項
確認書 兼
同意書

↑ 1人1部必要。↑ きょうだいで1部必要。

注意

「基本の申込書類」に不足や不備がある場合、受付ができません。
必ず期限内に余裕をもって申請してください。

+

保育が必要なことを証明する書類

※1号認定を受ける上での提出は不要です。

就労証明書
など

就労証明書
など



※父・母それぞれに必要。
きょうだいで1部でかまいません。

「保育が必要なことを証明する書類」ってなに？
→詳しくはp.4をご覧ください。

やむを得ず申し込み時に添付できない場合は、下記期間内にこども課に提出してください。

「保育が必要なことを証明する書類」の提出期限	
1次受付	12月26日（金）まで
2次受付 随時受付	受付期間締切日まで 注意 （入所月ごとに締切日が異なります。p.5参照。）

この期間での提出が難しい場合は、**必ずこども課までご連絡ください**。ご連絡がない場合や、入所調整日までに書類を確認できない場合は、決定通知書をお送りすることができませんので、ご注意ください。

該当するかたのみに提出していただく書類

① 入所児童が第3子以降である場合

「**保育施設等児童世帯内容申請書（第3子以降就学前児保育料・副食費免除用）**」

同一世帯で、18歳未満（4月1日時点）のこどもが3人以上いる場合、提出してください。

② 入所児童が第2子で、兄・姉が坂出市の認定を受けずに国立幼稚園や新制度未移行幼稚園、認可外保育所等に通う場合

兄・姉の「幼稚園在籍の証明書」

就学前のこどもで数えて第2子の保育料・副食費の免除を受けるために必要です。

○ 保育が必要な事由について

保育が必要な事由	入所可能期間		保育の必要量の区分	保育が必要なことを証明する書類
	2号認定	3号認定		
① 就労	就労している期間		勤務時間が ◆月 64 時間以上 120 時間未満 ：短時間 (勤務時間帯により 標準時間) ◆月 120 時間以上 ：標準時間	・保護者の就労証明書 ※自営業の場合は、 <u>確定申告書</u> の写しの提出が必要となります。(開業からの日数が少ないなどの理由により、提出が不可能な方については、こども課までご相談ください。他の書類をご提出いただきます。)
② 妊娠・出産	出産予定日が属する月の2か月前から <u>出産予定日</u> から3か月後の月末まで(6か月間)		標準時間	・母子健康手帳の写し(表紙および出産予定日等記載のページ)
③ 疾病・障がい	診断書が証明する期間の月末まで		標準時間	・医師の診断書(市の様式。 <u>保護者が保育できないとわかる内容のもの</u>)または、障がいを有していることを証する書類(障がい者手帳の写し等)
④ 介護・看護	診断書が証明する期間の月末まで		介護・看護の状況による	・医師の診断書(市の様式。 <u>保護者が保育できないとわかる内容のもの</u>)
⑤ 災害復旧	就学前まで	満3歳まで	標準時間	・罹災証明書等
⑥ 求職活動	入所から3か月間		短時間	・申出書またはハローワーク登録証の写しまたは不採用通知書等
⑦ 就学	卒業予定日または修了予定日の月末まで		授業時間による	・在学証明書 ・授業スケジュール等(修了予定日がわかるもの) ・時間割等の写し(授業時間がわかるもの)
⑧ 虐待・DV	就学前まで	満3歳まで	標準時間	・事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に兄弟が保育を利用しており、継続利用が必要	妊娠・出産期間終了後から、育児休暇の対象のこどもが満1歳になった年度末まで		短時間	・産休・育休期間の記載がある就労証明書

※提出していただいた就労証明書や診断書等の添付書類について、必要に応じて
関係機関へ問い合わせることがあります。

※各事由において、満3歳の誕生日を迎えた際には、3号認定から2号認定に自動切り替えとなりますので、特に申請の必要はありません。

※添付書類の様式は坂出市 HP でダウンロードしていただけます。また、こども課窓口でも配布しています。



坂出市 HP

○ 認定について注意していただきたいこと

育休休業からの復職で申し込む場合

- ◆ 仕事復帰月の2か月前から保育の実施を希望できます。
- ◆ 年度内の復帰が決定している場合は、1次受付期間中の申請をお勧めします。
- ◆ 育児休業期間や復職予定日（入所希望日の翌々月末までの日付）について記載のある就労証明書を提出してください。

重要!

- ◆ 認定は、就労証明書の内容に基づいて行います。提出後に育児休業の期間などの記載内容が変更した場合、再度新しい状況がわかる就労証明書の提出が必要です。
- ◆ ご提出いただいた就労証明書の内容について、就労先に確認をさせていただくことがあります。

求職活動の場合

NEW

入所後3か月以内に就労証明書を提出していただきます。3か月以内で就労先が決まらない場合、「求職活動」の認定期間の延長は1回のみ可能です。（延長時には求職活動状況を報告していただき、継続的な活動を確認できない場合は、延長できない場合があります。）入所後6か月以内に就労先が決定せず、継続利用を希望する場合、再度入所申込書を提出していただき、**入所再選考**となります。園の空き状況によっては、通い続けることができない場合がありますので、ご承知おきください。

○ 申し込みの受付期間と場所

2026年4月入所の場合

ポイント

公立施設および一部の私立施設では、入所選考の項目に申込日を含む場合があります。

	受付期間	時間	場所
1次 受付	令和7年11月10日（月） ～11月21日（金）	午前9時00分 ～午後5時00分	各保育施設等
	令和7年12月8日（月） ～12月12日（金）		市役所こども課 保育幼稚園係（本庁1階）
2次 受付	令和7年12月15日（月） ～令和8年1月30日（金）	午前9時00分 ～午後5時00分	市役所こども課 保育幼稚園係（本庁1階）

2026年5月～2027年3月入所の場合

	受付期間	時間	場所
1次 受付	令和7年11月10日（月） ～11月21日（金）	午前9時00分 ～午後5時00分	各保育施設等
	令和7年12月8日（月） ～12月12日（金）		市役所こども課 保育幼稚園係（本庁1階）
随時 受付	入所希望月の前々月の末日まで ※土日祝の場合はその前日まで	午前9時00分 ～午後5時00分	市役所こども課 保育幼稚園係（本庁1階）

※1号認定については、この期間外にも随時受付しております。入所希望の保育施設に直接ご提出ください。

○利用調整（入所選考）について

- ◆ 入所希望者数や職員数等の状況により、入所申し込みをしても入所できない場合があります。
- ◆ 利用調整の結果は、施設利用承諾通知書または施設利用保留通知書を入所月の前月 15 日頃に保護者に発送して通知します。（4 月入所については、2 月末に通知します。）
- ◆ 施設利用保留通知書は、当初の入所希望月のみ発送いたします。
- ◆ 当初の入所希望月以降は、入所が決定した場合にのみ、施設利用承諾通知書を発送いたします。

○施設利用保留通知書について

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に、保育施設等に申し込みをしたにもかかわらず入所できなかったことを証明するために、自治体が発行する「施設利用保留通知書」の提出を求められる場合があります。

保育施設等の入所申し込みについては、締切日を過ぎた後で、遡っての申し込みや変更は受付できません。入所申し込みの締切日にご注意の上、お早めのお手続きをお願いいたします。

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きについては、必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。

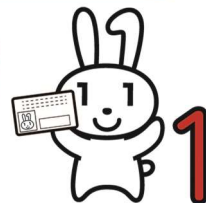


締切日を過ぎた後で、遡っての申し込みや変更は受付できません。

（例）入所希望年月日を「2026 年 9 月 1 日」から「2026 年 8 月 1 日」に変更する場合、「2026 年 8 月 1 日」の申し込み締切日（6 月 30 日）が基準となります。

変更申請日	変更の可否
8 月入所申し込み締切後 (2026 年 7 月 1 日以降)	×
8 月入所申し込み締切前 (2026 年 6 月 30 日以前)	○

おすすめ!



○マイナンバーカードを利用した電子申請について

下記の方法で、窓口に来庁せず、オンラインにて申請をすることができます。就労証明書等の添付書類も PDF や写真で添付できます。しかし、必要な書類の添付がされていない場合や、画像が不鮮明な場合は、その書類のコピー等を提出していただくことがあります。

- ① 坂出市ホームページ ➡ 【電子申請はこちら】 ➡ 【カテゴリー：教育/保育】 ➡ 保育施設等の利用申込兼教育・保育給付支給認定申請兼現況届 から申請できます。
- ② 坂出市公式「LINE アカウント」 ➡ 【電子申請フォーム】 ➡ 【カテゴリー：教育/保育】 から申請できます。

①電子申請 QR コード



②市公式 LINEQR コード



○ 利用申し込みから利用開始までの流れ

（スケジュールはあくまで予定ですので、実際と異なる場合があります。）

◆ 4月入所申し込みの流れ

① 認定申請・利用申込

注意

- ・申し込みの受付期間と場所について、詳しくはp.5をご覧ください。
- ・令和8年1月30日（金）を過ぎると令和8年5月入所以降の利用調整となります。

② 利用調整

- ・1次受付締切後、順次利用調整をおこなっていきます。

③ 利用調整結果発表

- ・令和8年2月末頃に通知書を発送します。

入所承諾

- ・入所が決定した保育施設等の案内をお読みください。
- ・令和8年3月中旬頃に保育料決定通知書を郵送いたします。

入所保留（待機）

- ・翌月以降の利用調整の対象となります。（申請書の再提出は不要ですが、希望内容を変更したい場合は、こども課窓口で変更の手続きをしてください。）

◆ 5月～3月（年度途中）入所申し込みの流れ

① 認定申請・利用申込

- ・申し込みの受付期間と場所について、詳しくはp.5をご覧ください。

② 利用調整

- ・毎月、前々月末の締切後に、利用調整をおこないます。

③ 利用調整結果発表

- ・前月15日頃に通知書を発送します。

入所承諾

- ・入所にかかる準備物の確認のため、入所が決定した保育施設等に直接ご連絡ください。

入所保留（待機）

- ・翌月以降の利用調整の対象となります。（申請書の再提出は不要ですが、希望内容を変更したい場合は、こども課窓口で変更の手続きをしてください。）

○ 1 号認定での入所について

◆ 申し込みの受付期間と場所

- ・ 公立施設では、令和 7 年 11 月 10 日より随時受け付けます。
- ・ 私立施設の受付期間については、各施設にお問い合わせください。
- ・ 申込書類は、入所希望の保育施設に直接ご提出ください。

◆ 提出物について

概ね p.3 のとおりですが、1 号認定を受ける上で「保育が必要なことを証明する書類」の提出は必要ありません。

※施設等利用給付認定（新 2 号認定）を受ける場合は、「保育が必要なことを証明する書類」が必要となります。（下記「施設等利用給付認定（新 2 号認定）について」をご確認ください。）

◆ 預かり保育について

保護者の就労や疾病等のやむを得ない事情により預かり保育が必要となる 1 号認定児童を対象に、公立こども園では下記の時間内において預かり保育を実施しています。利用には別途、預かり保育料がかかります。私立こども園の実施時間や利用料については、直接園にお問い合わせください。

- ・ 保育日（平日）……………14：00～16：00（1 回 400 円）
- ・ 夏季休業日（春・冬季休業日は実施なし）……9：00～14：00（1 回 800 円）

公立こども園では、制度の詳細を各こども園の周知会（令和 8 年 2 月頃開催予定）にてお知らせします。

◆ 施設等利用給付認定（新 2 号認定）について

預かり保育を利用する場合で、市から保育の必要性の認定（新 2 号認定）を受けた場合は、国の定める上限額の範囲で預かり保育料が無償となります。

クラス	対象児童	無償化の範囲
満 3 歳クラス （3 歳の誕生日の後の 3 月 31 日までの間）	保育の必要性の認定を受けた 住民税非課税世帯の児童	日額 450 円×その月の利用日数 ただし月額 16,300 円が上限額となります。
3 歳児～5 歳児クラス	保育の必要性の認定を受けた 児童	日額 450 円×その月の利用日数 ただし月額 11,300 円が上限額となります。

入所決定後から入所日の前日（土・日・祝日の場合はその前日）までの期間で、「施設等利用給付認定申請書」および「保育が必要なことを証明する書類」をこども課へご提出ください。入所日以降の提出の場合、申請を受け付けた日の翌日からの認定となりますのでご注意ください。

◆ 入所申し込みから利用開始までの流れ

